

県議会議員選挙に係る選挙区特例法成立にあたって

このたび、県議会議員選挙に係る選挙区特例法が可決成立しました。

この法律により、東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所事故により住民避難を余儀なくされた避難指示区域等の選挙区を維持存続することが可能となります。

福島県議会が一丸となって国に被災地の声を届け、被災地の置かれている特異な状況を乗り越えるために必要な新たな法律が制定されましたことは、復興に向けて懸命に努力を重ねている本県にとって大きな意味を持つものであると考えます。

本年は、震災からの復興・創生期間の折り返しの一年であるとともに、戊辰戦争から150年という大きな節目にもあたります。県政において二元代表制の一翼を担う議会といたしましても、復興や地域創生、人口減少対策など、未来に向かって県政の諸課題に即応していかなければなりません。

法律を制定いただいた国会議員の皆様、また、法制定に向けてご支援をいただきました関係省庁の皆様、報道各位に深く感謝を申し上げます。

平成30年4月13日

福島県議会議長 吉田 栄光